大阪府

大阪府介護事業者・従事者向け
カスタマーハラスメント相談窓口

一人で悩まず、ご相談ください！

大声・暴言・威嚇

不当・過剰な要求

セクハラ・つきまとい

暴力・物を投げる

相談対象	大阪府内の介護事業所及び施設に従事する職員及び管理者等
相談内容	利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等への対応方法など 弁護士による法律相談も受けられます
相談窓口	電話 0120-111-507 またはQRコードにアクセスしていただき、メール受付フォームからご相談ください
相談日時	月曜日～金曜日(9:00～18:00) ※祝日及び12/29～1/3は除く

委託元：大阪府高齢介護室介護事業者課　受託運営：株式会社ウィ・キャン